

三重県 (事務局)	<p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策としまして、三重県では、会議を開催する場合は、「県主催のイベントの開催基準」に則り、感染防止に配慮しながら会議を実施しているところです。そのため、人数を絞っての開催、特に今回は幹事につきましては、代表して建築開発課長だけの出席としています。</p> <p>また、マスクをしたままでの発言、常時換気等感染予防をしながらすすめてまいりますので、ご理解、ご協力お願い申し上げます。</p>
	<p>【～委員改選の報告等～】</p> <p>次に開催に先立ちまして、委員の改選のご報告をさせていただきます。</p> <p>前回の開発審査会までご就任いただいております第25期の委員の皆様におかれましては、令和2年9月13日をもって任期満了となりました。第26期は、引き続きお世話になる委員に加え、2名の新しい委員をお迎えしています。</p>
委 員	<p>新しい2名の委員の自己紹介。</p>
三重県 (事務局)	<p>【～会長互選～】</p> <p>次に、改選ということで改めて会長を選任する必要がございます。三重県開発審査会条例第3条第1項の規定に基づき、審査会の会長は委員の互選により定めることとなっています。委員の皆様、会長の選任についてはいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>引き続きということで、田中委員が会長をしていただけたらと思います、いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>はい。</p>
会 長	<p>はい。</p>
三重県 (事務局)	<p>それでは、会長には田中委員にご就任いただくということでよろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>【～会長代理指名～】</p> <p>会長にご選任いただきました田中です。よろしくお願ひします。</p> <p>まず、三重県開発審査会条例第3条第3項により、会長職務の代理者をあらかじめ指名しておくこととなっていますので、代理者を木下委員にお願いしたいと思ひます。</p>
三重県 (事務局)	<p>よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、今から実質的な審議に入ることとなりますが、三重県開発審査会条例第4条第2項の規定に基づき、会長及び3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとされています。本日は全員出席されていますので、本日の審査会は成立することを報告させていただきます。</p>
	<p>また、本日も審議いただきますのは包括議決案件が三重県24件、津市11件、松阪市21件、桑名市15件、鈴鹿市33件です。なお、本審査</p>

案件は、松阪市2件でございますが、申請者が松阪市ということで、審議については、「三重県開発審査会の公開に関する方針」により、全て公開となります。

なお、本日の傍聴者は、いらっしゃらないということをご報告させていただきます。

それでは、条例第4条第1項に基づき、会長が議長となるとされていきますので、ここからの議事進行を会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いたします。

会 長 まず、前回、第225回開発審査会の議事録及び審議概要のご確認をお願いいたします。

事前にご確認いただいているかと思いますが、なにか修正等はございますでしょうか。

委 員 ないです。

会 長 それでは、これにて第225回開発審査会の議事録及び審議概要を確定したいと存じます。

次に包括議決案件について、まずは三重県分から説明をお願いします。

三 重 県
(処分庁) (包括議決案件 24件の報告)

会 長 ご質問等ございませんでしょうか。

委 員 はい。

会 長 それでは、次に津市分の説明をお願いします。

津 市
(処分庁) (包括議決案件 11件の報告)

会 長 ご質問等ございませんでしょうか。

委 員 はい。

会 長 それでは、次に松阪市分の説明をお願いします。

松 阪 市
(処分庁) (包括議決案件 21件の報告)

会 長 ご質問等ございませんでしょうか。

委 員 はい。

会 長 それでは、次に桑名市分の説明をお願いします。

桑 名 市
(処分庁) (包括議決案件 15件の報告)

会 長 ご質問等ございませんでしょうか。

委 員 はい。

会 長 それでは、次に鈴鹿市分の説明をお願いします。

鈴 鹿 市 (包括議決案件 33件の報告)
(処分庁)

会 長 ご質問等ございませんでしょうか。

委 員 はい。

会 長 それでは、三重県24件、津市11件、松阪市21件、桑名市15件、
鈴鹿市33件の包括議決案件の報告を終了します。

次に、松阪市の本審査案件、「議案松第26号」の説明をお願いします。

松 阪 市 (本審査案件 議案松第26号について説明)
(処分庁)

会 長 ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

委 員 地盤の強度並びに津波の想定されている高さの信頼度についてご説明
いただけますでしょうか。

松 阪 市 津波の高さは、あらゆる可能性を考えまして、あらゆる状況を考えて、
(処分庁) 7mと想定しています。過去最高津波高でなく、あらゆる考えられる可
能性を考慮して7mと想定しています。

委 員 地盤（についてはいかがでしょうか。）

松 阪 市 地盤の高さについては、それぞれ場所によって違うのですが、想定浸水
(処分庁) 地盤高がそれぞれありまして、そこから考えられる7mと数字がありまし
て、そこから4mの余裕高を考慮して7mと数字を設定しています。

会 長 他にご意見はございますでしょうか。
土地の選定というところで、津波避難タワーへの距離の算出のところは
ご説明いただきましたが、津波避難タワーは我々慣れ親しんだ議案で、数
年前にもこのような議案があったのですが、松阪市は避難タワーに関し
ては後発というか、後から作っていくということで、既に完成した津波避難
タワーを実際避難訓練等でこの時間でこの距離で避難できるのかを参考に
されるのかをお聞きしたいです。
既にできあがっている避難タワーで選定の時にはこのような計算式は大
事だと思うのですが、実際に作った後に利用できるのかというのが非常
に気になっておりまして。その先発地域で避難訓練ができていますからこの
土地で大丈夫だと確認されているのでしょうか、あるいは今後されるので
しょうか。

松 阪 市 (処分庁) | もともとは、1470mであったり、まず設定する避難開始時間がありますが、2分～5分で設定されるところを5分に設定しており、歩行速度は標準が秒あたり1mですが、0.5mという高齢者を想定し設定しています。安全側に考えた中で設定しているところです。

この2地区とも毎年、津波想定避難訓練等を実施しており、距離であったり、速度であったり安全側で考えたものが先にある中で、検証といえますか、実際は避難するのにもっと早くできるね、もっとスムーズにできるねということになるのかなと思います。

会 長 | 有事の際の時にしか使われないので、実際どうなるのか気になったところと。あと、調査が平成27年ということで、高齢化がすすんできますので実際もっと避難に時間がかかるのではないかとということが気になったところと。

ほかにご質問等がありますでしょうか。

それでは、本審査案件議案松第26号につきましては、異議なしとします

続きまして、松阪市の本審査案件、「議案松第27号」の説明をお願いします。

松 阪 市 (処分庁) | (本審査案件 議案松第27号について説明)

会 長 | ご質問、ご意見ございますでしょうか。

委 員 | 夜間に発生して、停電も同時に発生した場合には、どのような対応を考えているかをご説明していただけますでしょうか。

松 阪 市 (処分庁) | 夜間、停電時でございますが、周りは農地が広がる場所ですので、真っ暗に当然なるのですが、街灯も消える状況なのですが、避難タワーそれぞれに、振動で、地震を感知し光る看板を設置しています。それでまず避難タワーの位置がわかるとともに、タワー自体に太陽光パネルで電源をもちまして、スロープであったり、部屋の電源をそれで賄えます。

会 長 | 他にご質問はございますでしょうか。

それでは、本審査案件議案松第27号につきましては、異議なしとします。

以上で本日の審議はすべて終了となりますが、その他になにかございますでしょうか。

それでは、これをもちまして第226回三重県開発審査会を終了といたします。